

舟橋村家族介護技術支援事業利用申込却下通知書

年 月 日

様

舟橋村長

印

さきに申込みのありました舟橋村家族介護技術支援事業については、次の理由により実施できないので通知します。

(理 由)

※この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、舟橋村長に対して審査請求をすることができます。
(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)